

第10節 IT社会実現に向けた基盤整備・環境整備のための政策の推進【要旨】

「e-Japan戦略」で掲げる「我が国が5年以内に世界最先端のIT国家となる」という目標実現のために決定された「e-Japan重点計画」に示された5分野について、総務省では以下の政策を推進することとしている。

1 「高度情報通信ネットワークの形成」に関しては、「e-Japan重点計画」では、5年以内に超高速アクセスが可能な世界最高水準のネットワークが整備され、国民にとって安価で使いやすいネットワーク・インフラとなるような環境の実現に向け、電気通信事業における公正競争条件の整備、光ファイバ等の敷設の円滑化等の施策に取り組むこととされている。

総務省では、公正競争条件の整備として非対称規制の導入、インセンティブ活用型競争促進方策の導入、電気通信事業紛争処理委員会の創設、既存光ファイバの活用のための制度や地域IP網の接続ルールの整備、電柱等の利用円滑化のための制度の整備、高速無線アクセス用の周波数の拡張、伝送速度の高度化、インターネット基盤技術の高度化、移動通信技術の高度化の観点からの研究開発、放送のデジタル化等について推進する。

2 「教育及び学習の振興並びに人材の育成」に関しては、「e-Japan重点計画」では、全ての国民の情報リテラシーの向上を図り、ITのフロンティアを開発する技術者、研究者などの高度な専門家を育成するよう、学校のIT環境の整備、IT普及国民運動の推進、大学改革の積極的推進、外国人人材の受け入れ促進等の施策に取り組むこととされている。

総務省では、文部科学省と連携しつつ、学校インターネット、教育用コンテンツの充実、教育ポータルサイトの整備等、IT基礎技能講習を実施するほか、電気通信システムの設計、放送番組の制作等の専門技術業務に従事する者に対する研修、コンテンツクリエイターの育成等の施策を推進する。

3 「電子商取引」に関しては、「e-Japan重点計画」では、平成15年（2003年）に便利で使い勝手の良い電子商取引市場が形成されるよう、電子商取引を阻害する規制の改革や新しいルールの整備、商法等の見直し、知的財産権の適正な保護及び利用等の施策に取り組むこととされている。

総務省では、「行政機関による法令適用事前確認手続」の導入、インターネットサービスプロバイダ等の責任に関するルールについての法的基盤の整備、ドメイン名利用の適正化、電気通信分野における個人情報保護に関する法的基盤の整備、国際的な環境整備等を推進する。

4 「行政・公共分野の情報化」に関しては、「e-Japan重点計画」では、平成15年度（2003年度）までに、電子情報を紙情報と同等に扱う行政が実現されるよう、国民、企業と行政との間の情報化、行政の事務・事業の情報化を進めるとともに、高度道路交通システムの推進等の公共分野における情報通信技術の活用のための施策に取り組んでいくこととされている。

総務省では、ホームページを活用した行政情報の提供、申請・届出等手続の電子化、インターネット技術を活用した電子入札・開札の導入、行政の事務・事業の情報化、自治事務等のオンライン化に関し、政府全体の取りまとめを行うとともに、個別手続に係るアクションプランの策定、各府省共通事務に関しペーパーレス化(電子化)するなど内部事務の電子化、道路交通情報通信システム（VICS）の全国展開、インターネットを通じた地理情報等の流通利用の仕組みや次世代型の地理情報システムである3次元GISの構築等を推進する。

5 「ネットワークの安全性・信頼性の確保」に関しては、「e-Japan重点計画」では、平成15年（2003年）までに安全で信頼性の高いネットワーク・セキュリティが確立されるよう、情報セキュリティに係る制度・基盤の整備、政府部内・民間部門における情報セキュリティ対策、重要インフラのサイバーテロ対策、情報セキュリティに係る研究開発、人材育成、国際連携の強化に取り組むこととされている。

総務省では、暗号技術の評価、情報セキュリティポリシーの評価・見直し、電気通信システムの信頼性を向上する施設の導入支援、情報セキュリティに関する資格制度の整備、不正アクセスやサイバーテロの予防・検知等に関する技術開発、暗号技術、電子署名等の認証技術等の情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保に必要な技術の開発等を推進する。

1 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成

2005年までに、1,000万世帯が超高速インターネットに、また3,000万世帯が高速インターネットに低廉な料金でアクセスを実現

「e-Japan重点計画」では、我が国の情報通信ネットワークの現状について、これまで極めて信頼性の高い世界的にも高水準の情報通信ネットワークを全体として構築してきたが、インターネットについては、アジア・太平洋地域においても決して先進国と言えない状況であること、放送については、地上放送のデジタル化で米国、イギリスに出遅れている状況であると捉えている。

そこで、達成すべき目標として、平成17年(2005年)までに、1,000万世帯が超高速インターネットに、また3,000万世帯が高速インターネットに、低廉な料金でアクセス可能な環境に整備すること、放送のデジタル化、通信と放送の融合を推進することを掲げ、その実現に向け、民間によるネットワーク整備を原則とし、政府は自由かつ公正な競争の促進、基礎的・基盤的な研究開発等民間の活力が十分に発揮される環境の整備に取り組んでいくこととし、インターネット網の整備、放送のデジタル化、通信と放送の融合に対応した制度の整備、地理的情報格差の是正等について施策を推進していくこととしている。

総務省では、インフラ整備とコンテンツ・アプリケーション開発の好循環を創造すること、民間主導原則の下、国は民間活力が適切に引き出される環境を整備すること、国際的協調と国際競争力を強化すること、都市部と地方を問わず、全国どこでも世界最高水準のサービスを受用できる利用環境を整備することを基本方針に、以下の具体的施策を推進する。

インターネット網の整備

(i) 公正競争条件の整備

ア 非対称規制の導入

既存の非対称規制に加え、市場支配力を有する電気通信事業者の反競争的行為を防止、除去するとともに、利用者利益を確保し、市場支配力を有さない電気通信事業者に対しては、契約約款、接続協定の認可制等を一定の条件の下で届出制に移行するなど大幅な規制緩和措置を平成13年中に行う。このため、「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を第151回通常国会に提出し、成立した。

イ NTTに対するインセンティブ活用型競争促進方策の導入

NTTのグループ経営の改善と公正競争の確保を図る観点から、地域通信網の開放の徹底、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモに対するNTT持株会社の出資比率の引下げを含むNTTグループ内の相互競争の実現、東・西NTTの

経営効率化の推進等、競争促進のための自主的な実施計画をNTT持株会社及び東・西NTTが作成し、公表することを期待する(注)とともに、当該実施計画の実施状況を注視し、また、IT革命推進のため、東・西NTTが本来業務の円滑な遂行及び電気通信事業における公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがない範囲内において既存の経営資源を活用してインターネット関連サービス等成長の期待される新たな業務を営むことを可能とする措置を平成13年中に講ずる。このため、「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を第151回通常国会に提出し、成立した。

なお、公正な競争を促進するための施策によっても競争の進展が見られない場合には、通信主権の確保や国際競争の動向も視野に入れ、速やかに電気通信に係る制度、NTTの在り方等の抜本的見直しを実施する。

ウ 電気通信事業紛争処理委員会の創設

電気通信分野については、地域通信網のオープン化や事業者間の競争の進展により電気通信事業者間の接続形態が複雑化する等、電気通信事業者間等の協議内容も高度化・多様化するとともに、その迅速な解決がますます求められるようになってきている。また、競争環境の激変に対応してルール型行政を充実していくことが電気通信行政の基本的方向であるなか、電気通信事業者間等の紛争事案も今後大きく増加する可能性が高く、効率的な紛争解決が求められるようになってきている。

そこで、紛争処理機能を充実する観点から、平成13年中に高度化・複雑化する電気通信事業者間の紛争事案を専門的に取り扱う機関として、「電気通信事業紛争処理委員会」を総務省に設け、現行の接続、共用等に係る裁定に加え、より簡易で迅速な当事者間の合意形成を促進するためのあっせん手続等を新たに導入する。このため、「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を第151回通常国会に提出し、成立した。

(ii) 超高速ネットワークインフラ等の形成推進

ア 既存光ファイバの活用

サービスの安定的な供給及び公平な利用の確保に配慮しつつ、自治体、電力事業者、鉄道事業者等の保有する既存の光ファイバ等の有効活用を促進するとともに、電気通信事業者のネットワーク構築の柔軟性を図るため、従来的一般利用者を対象とした電気通信役務と異なる専ら電気通信事業者を対象とした電気通信役務(卸電気通信役務)について、事業者

(注) 総務省では、平成13年5月8日に、NTTに対して、電気通信市場の競争促進のための自主的な実施計画を速やかに作成・公表することを期待するとともに、その実施状況について報告されたい旨文書で要請を行った。

間の個別契約に基づく柔軟な提供を可能とするための措置を平成13年中に講ずる。このため、「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を第151回通常国会に提出し、成立した。

イ 接続ルールの整備

競争事業者が自社の伝送装置を東・西NTTの光ファイバ設備と公正な条件により接続して提供できるようにすることによって、光ファイバ設備を用いた高速のインターネットサービスが円滑に提供されることを可能とするために、光ファイバの端末系伝送路設備、中継伝送路設備について、伝送装置を介さないアンバンドルされた形態での接続を東・西NTTに義務付けることとして、平成13年4月に関係省令が改正・施行された。

ウ 線路敷設の円滑化

線路敷設の円滑化については、IT戦略会議・IT戦略本部合同会議において、「日本型IT社会」の最も基本的な社会的基盤である超高速インターネットの整備に不可欠な光ファイバ網の整備を推進するため、線路敷設の円滑化の方針が取りまとめられた。また、平成12年12月の電気通信審議会の「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申」においても、同旨の提案がなされている。これらに基づいて、以下の措置を講じる（一部実施済）。

(1) 電柱・管路等の貸与申込・貸与拒否等の手続を定めたガイドラインを、関係省庁との協議、情報通信審議会への諮問及びパブリック・コメントを経た上で作成し、平成13年4月から運用を開始している。

(2) ガイドラインの適用等について紛争が発生した場合には、公有地上も含め土地に定着する電柱・管路等については、電気通信事業法に基づいて新設される電気通信事業紛争処理委員会の審議を経た上で総務大臣が協議の認可・裁定を行うことができるよう平成13年中に措置する。このため、「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を第151回通常国会に提出し、成立した。

エ 加入者系光ファイバ網及び広帯域加入者網の整備推進

(a) 特別融資制度（超低利融資制度）

光ファイバ網は、従前、平成22年（2010年）の全国整備を目指していたが、平成10年11月に改定された「高度情報通信社会推進に向けた基本方針」等において、平成17年（2005年）への前倒しに向けて、できるだけ早期に実現できるように努力する旨が政府決定された。

総務省では、平成7年度より、中継系に比べて整備が遅れている加入者系光ファイバ網について、事業者の投資負担を軽減するため、「加入者系光ファイバ網整備特別融資制度」を創設し、支援を行ってきている。これは、日本政策投資銀行等から加入者系光ファイバ網を整備のため低利融資（NTT-C）を受ける事業者に対し、通信・放送機構に設けた基金から利子助成（NTT-C金利と下限金利（当初5年間2%、6年目以降2.5%）との差）を行うものである。

平成13年度には、本特別融資制度の対象設備として、従来の加入者系光ファイバ網関連施設に加え、広帯域加入者網（DSL（デジタル加入者線）、ケーブルインターネット、FWA（加入者系無線アクセスシステム））関連施設を新たに追加するとともに、こうしたネットワークの整備が遅れがちな地方を中心としてより強力な支援を講じ、全国均衡のとれた整備を促進するため、過疎地域等については、特別融資に係る下限金利の引き下げ（当初5年間1.6%、6年目以降2.1%）を行う措置を講じている。

(b) デジタル加入者線導入促進基盤整備事業

高速の加入者アクセス網を早急に整備するため、平成12年度補正予算において、高速インターネット接続を可能とするDSLサービスに必要な設備を整備する事業者に対し所要経費の一部を補助するデジタル加入者線導入促進基盤整備事業を実施した。同事業は、一般会計から公益法人（（財）電気通信振興会）に補助金を交付し、当該公益法人がDSL技術を活用した通信サービスを実施するために必要な設備を整備する事業者に対して補助金を交付するもので、補助率は、DSLサービスを実施するために必要な施設・設備の取得に要する経費の5分の1以内である。本制度により、42事業者計34万4千回線のDSL回線導入事業に対し交付決定を行った。

(c) 新世代通信網促進税制の拡充・延長等

光ファイバ網をはじめとする新世代通信網の構築のためには、多年にわたり多額な設備投資が必要であることから、民間事業者の投資負担軽減を図ることを目的として、平成3年度に国税（法人税）、4年度に地方税（固定資産税）の特例措置が創設され、支援が行われている。平成13年度には、適用期間が2年間延長されるとともに、対象設備として波長分割多重化装置（WDM）の追加が行われた。地方税として取得後5年分につき課税標準を3/4に軽減することになっている。

(d) 広帯域加入者網普及促進税制の創設

DSLをはじめとする広帯域加入者網の構築のためには、多年にわたり多額な設備投資が必要であることから、民間事業者の投資負担軽減を図ることを目的として、平成13年度から、新たに、DSL（デジタル加入者線）、ケーブルインターネット、FWA（加入者系無線アクセスシステム）に係る設備の特別償却制度等が創設された。

オ 電力線搬送通信設備に使用する周波数帯域の拡大

平成14年度（2002年度）までに電力線搬送通信設備に使用する周波数帯の拡大（2MHz～30MHzを追加）について、放送その他の無線業務への影響について調査を行い、その帯域の利用について検討し、結論を得ることとしている。

カ 電波資源の迅速かつ透明な割当

(1) 総務省では、地域電気通信市場の競争を促進するとともに、大容量の情報通信を無線により可能とする準ミリ波・ミリ波帯の周波数を利用した加入者系無線アクセスシステムについて、平成10年12月にその導入に関する基本的方針等を公表し、その需要の増大に併せ、使用可能な周波数帯を拡張するよう努めてきたところである。平成13年5月より、26GHzについて、FWA用として720MHzの新たな割当が実施された。

(2) マイクロ波帯の移動通信への利用の進展にともなう将来の移動通信システムの周波数の確保、無線アクセスシステムへの周波数割当の拡充等新たな周波数需要が増える一方で、固定通信用として、より高い周波数帯の利用あるいは光ファイバの利用が進展しつつあるなど、マイクロ波帯無線システムを取り巻く環境が変化しつつある状況から、マイクロ波帯を利用する固定通信用周波数割当の見直しを行い、その一層の有効利用を図る必要がある。総務省では、平成12年11月に固定通信システムによるマイクロ波帯の利用に関する調査研究会を設置し、現在の利用者、今後の利用を希望する者等から広く意見を聴取することにより、同周波数帯の利用の現状、今後の需要等について、平成13年6月までに取りまとめることとし、調査検討が進められた。その結果を踏まえて、第4世代移動通信システム等の新たなシステムへの迅速な周波数割当に資するよう、平成14年度中に同周波数帯に係る周波数割当計画の変更を行うこととしている。

(3) 諸外国で行われているオークション方式など周波数割当の実施状況を調査し比較検討を行い、我が国における最適な周波数割当方式を、公平性、透明性、迅速性の確保、周波数の有効利用の確保等の様々な観点から検討し、平成17年

度（2005年度）までに結論を得ることとしている。

(iii) 高速インターネットの地理的格差の是正

総務省では、地域における高度な情報通信ネットワーク整備に対する支援を通じ、地域における情報化の促進を図ることにより、地域間の情報格差の解消に向けた以下の取組を行っている。

ア 地域インターネット導入促進基盤整備事業

地域間のデジタル情報格差の解消を図ることを目的として、平成13年度より地域・生活情報通信基盤高度化事業の一環として、地域住民にインターネットを活用した双方向の行政サービスを提供するため公共施設にインターネットを導入する市町村（沖縄県の市町村、過疎、離島、半島、山村に該当する市町村、高齢者比率が全国平均を上回る市町村）に対し、補助金により支援を行っている。

イ 地域イントラネット基盤整備事業

地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図り、地域の活性化に資することを目的として、平成11年度より、地域・生活情報通信基盤高度化事業の一環として、インターネット技術を活用した地域の高速LAN（地域イントラネット）の整備に取り組む地方公共団体等を補助金により支援している。平成13年3月現在、263件（15県233市区町村1広域連合）の事業を採択した。

ウ 広域的な地域情報通信ネットワーク基盤整備事業

地域の広域行政のニーズに対応するため、複数の地方公共団体が連携して行う広域的な情報通信ネットワークの整備を促進することを目的として、平成12年度より、複数の地方公共団体の連携主体に対して補助金により支援を行い、地域における公共サービスの情報化を推進している。平成13年3月現在15地域（3県98市町村2広域連合4一部事務組合）の事業を採択した。

エ 光ファイバ網、DSL等の整備

((ii) エ 加入者系光ファイバ網及び広域帯加入者網の整備推進参照)

(iv) 研究開発

現在のインターネットの1万倍の処理速度と3万倍の接続規模を有し、利用者を目的の情報に安全かつ確に導くスーパーインターネットの実現に向けて、情報通信分野において世界最高水準の技術力を有するため、総務省では伝送速度の高度化、インターネット基盤技術の高度化、移動通信技術の高度化という観点から戦略的に研究開発を推進している。

ア 伝送速度の高速化

(a) 超高速フォトニック・ネットワーク技術に関する研究開発（第3章第5節7参照）

幹線系・アクセス系のネットワークのみならずインターネットの端から端までの全ての情報伝送処理を光領域で高品質・効率的に行う技術について研究開発を推進し、以下の実現に向けて取り組む。

- ・光多重化技術について、平成17年（2005年）までに光ファイバ1芯あたり1000波の多重化が可能となるようWDM技術の高度化に取り組む。
- ・光ノード技術について、平成17年（2005年）までに10Tbpsの光ルーターを実用化する。
- ・光ネットワーク技術について、平成17年（2005年）までに電気信号変換することなく光ネットワークを制御・管理する技術を実用化する。
- ・平成17年（2005年）までにペタビット級ネットワーク通信の基礎技術を確立し、2010年頃を目処に実用化を図る。

(b) スペース・インターネット技術の研究開発

広域性、同報性、耐災害性等といった特徴を有する衛星通信システムを積極的に活用して、地上のネットワークと相互補完した、超高速インターネットのネットワークを構築するための技術の研究開発を文部科学省と連携して実施する。

衛星による情報の経路選択を可能とし、地球を取り巻く宇宙空間にインターネットを張り巡らせるため、衛星搭載が可能なルータ等の研究開発、スペース・インターネットに最適な伝送方式の研究開発等を行い、平成17年（2005年）までに超高速インターネット衛星を打ち上げて実証実験を行い、平成22年（2010年）を目途に実用化する。

イ インターネット基盤技術の高度化

5年以内の実現が目標とされている、超高速アクセスが可能な世界最高水準のインターネットの基盤となる技術について、基礎段階から実用段階まで総合的な技術開発を推進するために、以下の研究開発等を実施する。

(a) 情報家電インターネットに関する研究開発

平成11年5月の電気通信審議会中間答申における提言を踏まえ、平成12年度より、情報家電とインターネットの活用により、多様なコンテンツの円滑な流通を実現するシステムを構築する技術の開発を実施している。例えば、ネットワーク側の制御による情報家電へのマルチキャスト機能の付加や、IPv6に標準装備されるセキュリティ機能等、単なるア

ドレス空間の拡大を超えた新たな機能を活用し、より高度・高信頼な情報家電を実現するための研究開発を行う。

(b) スーパーインターネットに関する研究開発

平成11年5月の電気通信審議会中間答申における提言を踏まえ、平成12年度より、高密度環境におけるネットワーク技術の開発、ネットワークによる自動認識技術の開発を実施している。具体的には、特定のアクセス・ポイント（電話局や基地局）にアクセスすることなく、携帯端末等がその場の環境に応じて自動的・自律的に周囲の機器とネットワークやサービスを構成し、通信を可能とする技術の開発、増加を続けるインターネット接続機器をネットワーク上で正確に認識するための基本ソフトウェア技術や、これらの機器間の通信を的確に制御するための技術など、膨大な数の機器を様々なネットワークに接続することを可能とする技術の開発を実施する。

(c) 通信・放送融合技術の開発の促進

通信と放送の相違を利用者が意識せずに簡便かつ安全に情報の送受を行うことを可能とするため、平成13年度に総務省が通信・放送機構に出捐し、通信・放送機構が基盤的電気通信システムの機能とその有効性を実証するテストベッド「通信・放送融合技術開発システム」を構築することにより、地方公共団体における公共システムの開発や民間企業等による通信・放送融合等の先導的な情報通信サービスの開発を促進する。

また、通信と放送のそれぞれ独自の利点である双方向性と多数への同報性とを組合せた先行的なサービスの提供を可能とし、通信・放送融合の便益の利用者への早期還元を図るため、通信・放送融合技術の開発者に対する助成金制度を設け、サービスの基盤となる電気通信システムやこれに係るソフトウェア等が実利用に耐えうるようその開発を促進する。

なお、これらの業務については、通信・放送融合技術を用いて提供される電気通信サービスの普及を図るため、「通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律」を第151回通常国会に提出・成立し、通信・放送機構の業務の特例として追加することとしているところである。

(d) 創造的情報通信システムの研究開発

通信・放送分野のこれまでの技術開発成果である基礎的な要素技術を組み合わせ、インターネットやデジタル放送上におけるコンテンツのより一層円滑な流通を推進するためのより高度な電気通信システムの研究開発を実施する。本研究は、通信・放送機構が、教育・交通・福祉等国民生活に身近

なサービス向上に資する高度なシステムや放送番組をはじめとするコンテンツの円滑な流通を促進する高度なシステムの基盤となる汎用的なシステム構築技術、電子書籍・デジタル音楽・ストリーミング・ビデオ等インターネットに適したコンテンツを適切な課金処理の下で利用者に短時間で品質を保ってインターネット上を流通させるためのシステム開発等について、委託方式によって研究開発を実施することを内容としている。

ウ 移動通信技術の高度化

(a) ITS実現のための情報通信技術の研究開発（第3章第5節11参照）

平成11年2月のITSにおける情報通信システムの在り方に関する電気通信技術審議会答申において、総合的に取り組むべきITS研究開発課題の一つとして「ITS情報通信システムプラットフォーム（情報通信基盤）技術の実現」が示された。これを受けて、横須賀市にITSリサーチセンターを設置し、交通情報、地図情報、車両位置管理情報等の様々なITS関連情報を有機的に統合するとともに、最先端の高速無線ネットワーク環境と連携し、ITSにおける高速インターネットの実現（車の動くオフィス化）を図るための研究開発を実施している。

平成17年度（2005年度）までに、高速移動する車から映像情報を含めた様々な情報を円滑に提供、享受するシステムを実現する予定である。

(b) 第4世代移動通信システム実現のための研究開発

我が国主導のモバイルITの幹となる移動通信システムであり、IMT-2000（第3世代移動通信システム）の次の世代の移動通信システムである第4世代移動通信システムを実現し、世界最先端のモバイルIT環境を実現するため、平成17年（2005年）までにソフトウェア無線技術（周波数や通信方式等をソフトウェアによって柔軟な変更を可能とする技術）、高速変復調技術（高品質で高速な信号の伝送を行うこと等を可能とする技術）、広帯域アクセス技術（効率的に基地局と端末とを接続すること等を可能とする技術）等の要素技術を確立するための研究開発の支援、促進を行い、平成22年（2010年）までに実現を図る。

(c) マルチメディア無線通信ネットワークの研究開発

多様なマルチメディア情報を統合し、地上における無線通信により誰でも容易にかつ効率的に伝送できるようにするためのミリ波帯無線通信技術、異なる種類の無線通信システムの間を選択・切替えて利用できる技術、超高速伝送光無線通

信技術を平成13年度から5か年計画で開発し、平成17年（2005年）までに実用化を図る。

また、全国どこでも超高速インターネットやマルチメディア移動通信を可能とする成層圏無線プラットフォームの研究開発を推進しており、平成17年（2005年）に技術実証実験を行い、技術の確立を図る。

(v) 国際インターネット網の整備

ア アジアにおける高度なIT利用の促進のための研究

平成13年度から、アジア地域の特性（多言語環境等）に配慮し、ネットワーク上で大容量の映像コンテンツが安全、容易に取引できるような技術の開発を目的とした国際ネットワーク接続実験を実施する。本施策は、九州・沖縄サミットで採択されたIT憲章を踏まえたものであり、日本と外国にある劇場や音楽ホール等を広帯域ネットワークで結び、4年間にわたり、リアルタイム（又はオンデマンド）で高品位の映像を配信する技術、国際間ネットワークに関する品質保証技術等の開発及び検証を行う。

イ 国際標準に向けた研究活動の推進

平成10年度より、情報通信分野における国際標準の実現に必要な不可欠な技術の研究開発を推進するため、研究成果の国際電気通信連合（ITU）等の国際標準化機関への提案等国際標準化活動への貢献を条件とした公募を行う「国際標準実現型研究開発推進制度」を設置するなど、IETF、ICANNなどの民間標準化団体、ITU等における我が国及びアジア・太平洋地域による標準提案の推進を図っており、平成15年度（2003年度）までに10件程度の標準提案を行う。

ウ 沖縄の国際情報通信ハブ化（第3章第7節3（2）参照）

アジア・太平洋地域の情報通信拠点形成に向けたグローバルなIXの形成、地域情報通信ネットワークの高度化、国内外の情報通信関連企業、研究機関等の誘致促進・集積・育成、国内外のコンテンツ・アプリケーションの集積、情報通信技術等に明るい人材の早期・大量育成の5つの推進方策を多面的かつ重層的に展開し、平成17年度（2005年度）までに高度な地域情報通信ネットワークを整備するなど沖縄国際情報特区構想を推進し、平成22年度（2010年度）までに沖縄における情報通信ハブ等を実現する。

放送のデジタル化（第3章第3節4（1）（4）・第3章第4節1参照）

関東、近畿、中京の三大広域圏では、平成15年末（2003年末）、その他の地域では平成18年末（2006年末）まで

に地上デジタル放送を開始するため、地上放送のデジタル化にともなうアナログ周波数変更対策を講ずるとともに、地上デジタル放送設備投資に係る負担を軽減するため、地上放送を行うための施設（デジタル番組制作設備等）の整備について、平成11年度から税制・金融上の支援措置が実施されている。

ケーブルテレビについては、平成22年（2010年）までに全てデジタル化されるよう、デジタル化に係る負担を軽減するため、デジタル放送を送信するための施設（光ファイバ、デジタル送信用光伝送装置等）の整備について平成13年度において、税制・金融上の支援措置の拡充等が行われた。

通信と放送の融合に対応した制度の整備

（i）電気通信役務利用放送法

通信と放送の伝送路の融合の進展に対応し、CSデジタル放送及び有線テレビジョン放送の設備利用の規制緩和を行うため、電気通信役務を利用して放送を行うことを制度化するために電気通信役務利用放送法が第151回通常国会に提出された。

ア CSデジタル放送の規制緩和

これまで受委託放送制度により、衛星中継器を通信用・放送用に分離し、放送用の周波数（中継器）を国が指定し、放送用周波数の枠内で認定し、参入希望が枠を越える場合には、比較審査が行われ、外資規制もあった。新制度により、衛星事業者が需要に応じて通信用・放送用に柔軟に設備を提供できることとなり、一定の適格性があれば全て登録することとなった。これにより比較審査も外資規制も撤廃された。

イ 有線テレビジョン放送の規制緩和

これまで通信事業者の設備を利用する場合にも、あらためて有線テレビジョン放送の許可が必要としたが、新制度では、有線テレビジョン放送法の許可を不要とし、一定の適格性があれば全て登録することとなった。

（ii）通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律

情報通信利用者の多種多様なニーズに的確に応え、情報通信の利便の向上を図るため、通信・放送融合技術を用いて提供される電気通信の役務の普及を図ることを目的として、通

信・放送機構に特例業務として、通信・放送融合技術の開発を行う者に対する助成金を交付すること、及び通信・放送融合技術の開発に必要な電気通信システムを整備して当該技術の開発を行う者の共用に供することを制度化するために「通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律案」が第151回通常国会に提出し、成立した。

地理的情報格差の是正等

（i）ユニバーサルサービスの提供の確保

現在、ユニバーサルサービス（具体的には、加入電話、公衆電話及び緊急通報が該当。）は、東・西NTTによりNTT法の責務に基づき提供されており、その費用は東・西NTT各社の内部において、採算地域から不採算地域への地域間の費用補填により賄われてきている。しかし、地域通信市場、とりわけ都市部等の採算地域において電気通信事業者間の競争が急速に進展している中、採算地域においてユニバーサルサービスの提供に係る費用の地域間補填のための原資を確保することが困難となってきており、東・西NTT各社内における地域間補填だけではユニバーサルサービスを引き続き確保していくことが困難となってきている。

そこで、ユニバーサルサービスの提供を確保するための新しい枠組みとして、東・西NTT等各社内における地域間補填に加え、他の電気通信事業者が応分の費用負担を行うとともに、他の電気通信事業者も基礎的電気通信役務を提供する事業者（適格電気通信事業者）として交付金の交付を受けることを可能とする制度を平成13年中に設ける。このため、「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を第151回通常国会に提出し、成立した。

（ii）移動通信用鉄塔施設の整備（第3章第3節2（1）参照）

携帯電話の利用可能な地域を拡大し、地域間の情報通信格差是正を図るため、過疎地等において市町村が移動通信用鉄塔施設を整備する場合に、国がその設置経費の一部を補助する移動通信用鉄塔施設整備事業を実施しており、平成15年度（2003年度）までに市町村役場及びその支所等が移動通信サービスエリアとしてカバーされている市町村割合を95%以上とすることを目標としている。

2 教育及び学習の振興並びに人材の育成

情報リテラシーの向上

「e-Japan重点計画」では、我が国の国民全体のITに関連する教育及び学習の振興並びに人材の育成に関する現状について、学校におけるITの普及が米国に比べ大幅に遅延、特に中高年におけるITの普及が大幅に遅延、高度なIT技術者・研究者が人数的・質的に不足している状況と捉えている。

そこで、達成すべき目標として、平成17年（2005年）のインターネット個人普及を大幅に増大すること、学校のIT教育体制の強化と情報生涯教育の充実を図ること、高度なIT技術者・研究者を確保すること（平成17年（2005年）までに3万人程度の外国人人材受入れ）を目標に掲げ、その実現に向け、次のような施策を推進することとしている。

- (1) すべての国民がITの知識や技術を身につけ、その恩恵を享受できるようにするための教育及び学習の振興を図るための環境整備、関連制度の見直し
- (2) 大学改革の積極的推進、専修学校におけるIT関連講座の充実等人材育成のための環境の整備
- (3) 外国人人材の受入れについて、関連する制度の見直し及び促進
- (4) ITを活用した情報発信能力を強化するため、デジタルコンテンツの開発環境の整備

総務省関係の具体的施策は以下のとおりである。

学校教育の情報化等

- (i) 学校のIT環境の整備

ア 学校インターネットの推進

平成11年度以降、文部科学省とも連携し、全国の小中等学校等約1,700校を様々な高速アクセス回線によりインターネットに接続、平成12年度補正予算において、新たに約1,500校を追加し、約3,200校を平成13年度中にインターネットに高速接続して、学校教育の情報化の推進に資するため、大規模ネットワークの構築・運用管理技術等の研究開発を行う。

- (ii) 教育用コンテンツの充実

平成17年度（2005年度）までに、各教室等からインターネットに高速接続し多様なマルチメディアのコンテンツにアクセスできる学校環境の実現に資する以下の情報通信技術の研究開発を実施し、実用化を図る。

ア 学校における情報セキュリティ技術の開発

透かしを動画像、文書等の情報に埋め込み、その透かしの流通をチェックすることで構内の情報流通を管理し、個人情報の漏洩等を防止する技術の開発を行う。

イ 簡易型インターネットアクセス網構築のための技術の開

発

赤外線レーザーによる光空間通信により1地点対多地点の通信を実現する技術の開発を行う。

ウ 教材コンテンツの高速検索技術の開発

ネットワーク上に散在する教材コンテンツの教科・学年等を自動判別して高速・容易に必要な検索を可能とする技術の開発を行う。

エ 次世代ヘルプデスク支援システムに関する技術開発

トラブルや利用上の問い合わせの窓口（ヘルプデスク）の対応を可能な限り迅速化・効率化し、あわせて対応の質的な向上を図る次世代ヘルプデスク支援システムに関する研究開発を行う。

オ 大容量教育コンテンツの制作技術等についての研究開発

開発したコンテンツの提供に当たっての動画や大容量の写真等を圧縮して配信する技術や高速で動画を配信する技術開発、学校に配備する平均的な端末から、インターネット上で3Dコンテンツ等大容量のコンテンツの閲覧を可能とする技術の研究開発、テキスト、静止画、画像、CG、VRといった「複合メディア」コンテンツを閲覧できるプラグインソフトの開発等を行う。

- (iii) 教育情報ポータルサイトの整備等

ア 教育情報ナショナルセンター機能の整備

全国的な教育用情報通信ネットワークの拠点たる「教育情報ナショナルセンター」の中心的な機能である教育情報ポータルサイトの構築に資する情報通信技術の開発として、通信・放送機構において平成12年度から3年計画で、教材コンテンツの高速検索技術の開発、また端末環境に依存せずに大容量コンテンツの参照・閲覧を可能とするシステム等の開発を実施し、文部科学省と連携して、平成17年度（2005年度）までに、教育情報ナショナルセンター機能の整備を図る。

IT学習機会の提供

- (i) IT基礎技能講習の実施

IT及びIT社会を巡る状況が急激に変化することにかんがみ、IT基礎技能の出来る限り早期の普及を図る観点から、地方公共団体が自主的に行う講習会の開催を支援する情報通信技術（IT）講習推進特例交付金については、平成12年10月に決定された日本新生のための新発展政策において、「IT普及国民運動の展開を通じたIT利用技能の向上策として、約550万人程度の者が受講できるよう、政府としても、特例的に、事業の円滑な実施に向けて支援を行う」ことが盛り込

まれた。

この交付金は、都道府県に対する交付金であり、地方公共団体がIT基礎技能講習の開催を推進する事業に当てられ、市町村が講習事業を実施する場合には、都道府県から10/10の補助金を市町村に交付する。また、都道府県がこうした事業を行うための基金を設置する場合には、そのための経費に交付金を当てることができるものである。

平成13年度までに、約550万人程度の者が受講できるよう、IT基礎技能講習を実施する（注）。

(ii) IT分野での職業能力開発支援

ア 専門技術者の職業訓練実施

情報通信分野の専門的・技術的な知識及び技能の向上を目的とした人材研修事業を実施する主体に対し、助成金を交付する通信・放送機構に、当該助成金交付に要する経費について補助する人材研修事業支援制度を平成13年度に創設し、これにより平成17年度（2005年度）までに、電気通信シ

ステムの設計、放送番組の制作等の専門技術業務に従事する者約1,000人に対して当該専門業務の知識及び技能の向上を図るための研修を支援するとともに、本支援制度の充実を図る。

専門的な知識又は技術を有する創造的な人材の育成
コンテンツクリエイターの育成について、以下の施策を推進する。

i) デジタルコンテンツの遠隔共同制作システム開発

平成13年度中に、コンテンツの制作環境の高度化を推進するため、ブロードバンドネットワークを利用したデジタルコンテンツの遠隔共同制作システムを開発する。

ii) 情報通信分野のベンチャー企業支援（第3章第2節5参照）

平成15年度（2003年度）までに100件程度のベンチャー助成を行うとともに、平成17年度（2005年度）までに全国で合計50か所のビジネスインキュベータの整備を行う。

（注）なお、IT基礎技能講習の実施にともない、文部科学省では、全国の図書館、公民館等約7,000か所にパソコンを整備するとともに、インターネット接続に必要な機器の整備を行うための補助金（18,948百万円）を平成12年度補正予算において計上した。

3 電子商取引等の促進

電子商取引の環境整備

「e-Japan重点計画」では、我が国の電子商取引の現状について、電子商取引の比率は米国に比較して低いレベルにとどまっていること、IT化に対応した規制改革やルール整備が遅れていることを指摘し、達成すべき目標として、平成15年（2003年）における事業者間（BtoB）及び事業者・消費者間（BtoC）取引の市場規模が、それぞれの予想値である70兆円程度（平成10年の約10倍）、3兆円程度（同約50倍）を大幅に上回ることを目標（注）に掲げ、その実現に向け、インターネット上の取引・事業を制約する各種規制の改革、「行政機関による法令適用事前確認手続」の導入、情報化社会の基本ルールの整備、知的財産権の適正な保護及び利用促進、個人情報保護に関する基本法制の整備、国際的に整合性を持ったルール整備等の施策を推進することとしている。

総務省関係の具体的施策は以下のとおりである。

規制の見直し

「行政機関による法令適用事前確認手続」の導入について、平成12年12月の「経済構造の変革と創造のための行動計画」（閣議決定）を踏まえ、民間企業等の事業活動に係る具体的な行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する手続をIT、金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野において導入することとする。具体的には、「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成13年3月閣議決定）に基づき、平成13年度から着実に実施することとしている。

新たなルールの整備（インターネットサービスプロバイダ等の責任ルールの整備（第1章第8節2参照））

インターネット上の情報流通に関して、ウェブページ等への情報掲載による他人の権利利益の侵害に、プロバイダ等が迅速かつ適切な対応が行えるよう責任を明確化するとともに、携帯電話の利用者保護のため、必要なルールの整備を行う。

このため、「特定電気通信による情報の流通の適正化及び円滑化に関する法律案」（仮称）を平成13年中に国会に提出する。また、携帯電話上のサイトに関し、違法・有害情報の排除、個人情報保護等に向けた新たなルールの導入を平成13年度から開始する。

知的財産権の適正な保護及び運用

（i）コンテンツの契約慣行・流通慣行の是正等

平成13年度中に、映像デジタルコンテンツのネットワーク流通を円滑化するため、コンテンツ課金等を確保する取引ルールの整備と流通システムの構築のための方策を講ずる。

（ii）ドメイン名利用の適正化

平成13年中に、ドメイン名に係る国際ルールによる裁判外紛争処理手続において、日本人同士の紛争を日本語で処理可能にするとともに、内外の新設ドメインについて優先登録期間を導入するなど紛争処理の円滑化・紛争予防に係る方策を講ずる。

消費者保護

（i）電気通信分野その他の個別分野における個人情報の保護（第1章第8節3参照）

電気通信事業者による個人情報の適正な取扱いを確保する等所要の措置を講ずるため、平成14年度までに電気通信分野における個人情報保護に関する個別法案を国会に提出するなど、必要な措置を講ずる。

国際的な環境整備

（i）日・シンガポール新時代経済連携協定における二国間の制度調和

平成13年中に合意を目指している日・シンガポール新時代経済連携協定においてITに関する二国間の制度の調和を目的として諸事項を盛り込む。

（ii）認証業務の認定に関する国際的な相互承認の推進

グローバルな電子商取引等の促進のためには、国際的な電子署名・認証基盤の整備が不可欠であることから、平成15年までに、認証業務の認定について、国際的な相互承認を推進する。

（注）第1章第2節の推計及び過去に通信白書において実施した推計に基づくものではない。

4 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進

2003年度には電子情報を紙情報と同等に扱う電子政府を実現

「e-Japan重点計画」では、我が国の行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に関する現状について、政府の申請・届出等手続のオンライン化、内部事務のペーパーレス化（電子化）のほか、地方公共団体の電子化もまだ緒についたばかりである一方、文化、福祉等の公共分野において、情報のデータベース化、ネットワーク化等が着実に進展している状況であると捉えている。

そこで、達成すべき目標として、行政情報の電子的提供、申請・届出等手続の電子化、文書の電子化、ペーパーレス化及び必要な業務改革を重点的に推進し、2003年度までに、電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現すること、ITを活用した公共サービスの多様化・質の向上により、国民がITの恩恵を享受できる社会を実現することを掲げ、その実現に向け、実質的に全ての行政手続の電子化等を行うとともに、インターネット等を通じて世界最高水準の公共サービスが提供されるよう、高度道路交通システム（ITS）の推進等の様々な公共分野におけるITの活用の推進のための施策を実施することとしている。

総務省関係の具体的施策は以下のとおりである。

行政の情報化

(i) 国民、企業と行政との間の情報化

ア 行政情報の電子的提供

各府省は、平成13年3月の「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」（行政情報化推進各省庁連絡会議了承）に沿って、平成13年度から15年度までを重点取組期間とする実施方針を平成13年度早期に策定する。

イ 申請・届出等手続の電子化

(a) 各府省は、各個別手続のオンライン化実施時期の前倒し、簡素化等手続そのものの抜本的見直し及び事務処理の電子化という観点から、既存のアクション・プランを見直し、新たなアクション・プランを平成13年度早期に策定する。

(b) 各府省は、申請・届出等手続の電子化に関わる共通の基盤システム（府省認証システム、複数の手続の受付・結果通知等について汎用的に利用できるシステム（以下「汎用受付等システム」という）を平成14年度までに整備する。このため、行政情報化推進各省庁連絡会議において、汎用受付等システムの整備に当たって、府省間で整合性を図る必要があるものについて、平成13年度早期に基本的な仕様を取りまとめる。

(c) 各府省は、可能な限り、平成14年度（2002年度）までに個別手続のオンラインシステムを整備する。

(d) ワンストップサービスについては、各府省が提供する申請・届出等手続に関する案内情報や申請書の様式等をホームページに掲載したものを横断的に検索・入手できる総合窓口システムを平成13年度から運用を開始する。総合窓口システムにおいて、平成15年度（2003年度）までに、各府省の行政手続の申請・受付システムへのアクセスを可能とする。

ウ 電子入札・開札の導入（第1章第3節3参照）

(a) 非公共事業

各府省がホームページで提供する調達情報を一括する政府調達情報の統合データベースの運用を平成13年度から運用開始するとともに、インターネット技術を活用した電子入札・開札の平成15年度（2003年度）までの導入に向けて取組を行う。

(b) 公共事業

平成13年10月から一部の直轄事業でインターネットを活用した電子入札・開札を開始し、原則として、平成16年度（2004年度）までに全ての直轄事業で電子入札・開札を導入する。

エ 地方公共団体の取組支援

(a) 市町村が独力で情報化施策を推進することができるよう、平成13年度に情報の収集・提供、助言、研修・啓発の推進等のサポート機能の充実を図る。また、地方公共団体が歳入・歳出手続、入札手続の電子化を国の実施スケジュールに合わせて円滑に推進できるよう、国の動向を踏まえて検討を進める。

(b) 関係府省においては、自治事務等のオンライン化に関し、地方公共団体からの要望、国民等からの要望を踏まえ、個別手続に係る標準仕様等の提示や法令改正の時期等について、アクション・プランを平成13年度早期に策定する。

(c) 地方公共団体における組織認証基盤や個人認証基盤の整備を支援するとともに、申請・届出等の受付、結果通知等について、複数の手続に汎用的に利用できる汎用システムの基本仕様を平成13年度中に策定する。

(ii) 行政の事務・事業の情報化

ア ペーパーレス化（電子化）

(a) 平成11年12月、高度情報通信社会推進本部で策定された「行政事務のペーパーレス化（電子化）の行動計画」に沿って、各府省共通でペーパーレス化（電子化）を実施すべき「連絡・通知」や「情報共有」を主眼とする事務など57事務について、平成14年度（2002年度）までにペーパー

レス化（電子化）を実現する。

(b) 各府省において、ペーパーレス化（電子化）に対応し、電子情報を適切に管理・共有するために、平成13年度中に電子情報の保存・管理、アクセス制御等に関し、文書管理規則等の整備を行う。

(c) 制度官庁等は、各府省からの報告等のペーパーレス化（電子化）について、平成14年度（2002年度）までに講ずべき措置について結論を得て、平成15年度（2003年度）までに実施する。

(d) 本府省LANと地方支分部局LANとを接続するネットワークを平成15年度（2003年度）までに整備する。

(e) 全ての地方公共団体を相互に接続する総合行政ネットワークシステムについて、平成13年度までに都道府県・政令指定都市、平成15年度（2003年度）までに全ての市町村における接続を要請する。また、当該ネットワークと霞が関WANとの接続を平成14年度から実施する。

イ 職員の情報リテラシーの向上と意識改革

(a) 各府省共通の事項について、平成13年度中に、「情報システム統一研修」の見直し・充実を行い、情報化を担う中核要員の育成を図るとともに、職員の情報リテラシーの向上等に関する普及啓発活動を強化する。

(b) 各府省は、職員の研修実施計画を行政の情報化の進展を踏まえ、平成13年度中に見直すとともに、職員に対する普及啓発・徹底化を図る。

ウ その他

(a) オンライン化に伴う法令の見直し等の実施

各府省は、申請・届出等の手続きのオンライン化にともなう法令の見直し等に係る基本方針及び新たなアクション・プランを踏まえ、平成13年度中に法令の見直し等を行う。

(b) アウトソーシングの推進

・各府省は、「国の行政機関における情報システム関係業務

の外注の推進について」を踏まえ、平成13年度早期に情報システム関係業務のうち、職員が重点的に実施すべき業務を明確化し、平成15年度（2003年度）までの間において計画的・重点的にアウトソーシングを実施する。

・総務省は、各府省における外注化の状況について、フォローアップを実施するとともに、その結果を公表する。

公共分野

(i) 高度道路交通システム（ITS）の推進（第3章第5節11参照）

ア 道路交通情報通信システム（VICS）による道路交通情報提供サービスの全国展開

渋滞情報、交通規制情報等を移動中のドライバーにリアルタイムで提供することによりドライバーの利便性の向上や道路交通問題の解決を図るVICSについて、平成14年度までにおおむね全国でサービスを実施するとともに、情報の高度化を推進する。

イ 走行支援システムの推進

ドライバーへの情報提供、危険警告や操作支援を行う走行支援システム実現のため、関係省庁と連携し、道路と自動車をつなぐ高度な情報通信技術（スマートゲートウェイ技術）に関する研究開発を進め、平成15年（2003年）を目途に第二東名・名神高速道路等での実現を目指す。

ウ 狭域通信（DSRC）システム等

駐車場管理や物流管理、ガソリンスタンド代金支払等の様々な分野においても利用可能な狭域通信（DSRC）システム等を国際電気通信連合（ITU）に提案する等、今後5年間において各種ITS技術の国際標準化を目指す。

(ii) 地理情報システム（GIS）の推進（第3章第7節2（3）参照）

平成13年度中の三次元GISに関する基盤技術の開発を行う。

5 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保

不正アクセス等に起因する提供機能の停止ゼロを目標

「e-Japan重点計画」では、我が国の情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保に関する現状について、不正アクセス行為や、いわゆるサイバーテロ等の脅威が現実化しつつある一方で、我が国の情報セキュリティ水準は、ファイアウォールの設置率だけを見ても米国と比べ低い水準であると捉えている。

そこで、達成すべき目標として、不正アクセスやコンピュータ・ウイルス等に起因する国民生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼす提供機能の停止をゼロにすることを目標に掲げ、その実現に向け、個人情報保護法制等の制度面、暗号技術等の技術面、緊急対処体制の整備等の体制面の各面で必要な施策を推進することとしている。

総務省関係の具体的施策は以下のとおりである。

情報セキュリティに係る制度・基盤の整備

(i) 情報通信ネットワークの安全・信頼性対策

平成13年度中に、第3世代移動通信システム(IMT-2000)等、新たな電気通信ネットワークに関する安全・信頼性向上のための対策を図る。

(ii) 暗号技術の標準化の推進

情報セキュリティ技術の基盤となる暗号技術に関し、客観的にその安全性が評価され、実装性で優れたものを採用することにより、安全性・信頼性の高い電子政府を構築するため、平成14年度までに、ISO、ITU等における暗号技術の国際標準化の状況を踏まえ、専門家による暗号技術検討会(仮称)を開催し、電子政府利用等に資する暗号技術の評価及び標準化を行う。

政府部内・民間部門における情報セキュリティ対策の推進

(i) 情報セキュリティポリシーの評価・見直しの実施

平成15年度(2003年度)までに、平成12年7月に情報セキュリティ対策推進会議で決定された「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、全府省は、情報セキュリティポリシーの運用・評価・見直しを実施するとともに、必要に応じ重要システムのバックアップ、疑似アタックを含めた情報セキュリティ評価を行い、電子政府の実現のための情報セキュリティを確保するのに十分な水準に引き上げる。

(ii) 電気通信システムの信頼性を向上する施設の導入支援の強化

平成13年中に、自然災害等の非常時における通信手段の確保及びコンピュータ・ウイルス等に対する情報セキュリティの向上を図るため、平成13年5月に廃止期限を迎える電気通信基盤充実臨時措置法の廃止期限を延長するとともに、改正法案を国会に提出し、同法による支援対象となる信頼性向上施設に、新たにコンピュータ・ウイルス監視装置等を追加することによって、事業者の投資負担を軽減するための税制特例措置等の支援措置を講ずる。

(iii) 事業者における情報セキュリティ対策のレベルを的確に判断するための評価手法の確立

ネットワークの相互接続の安全性を確保するために情報通信ネットワークのセキュリティレベルを客観的に評価する必要があることから、ネットワークセキュリティの評価基準の策定、同基準の国際標準化に向けて、官民協力の下に検討を進めるとともに、平成15年度(2003年度)までに、ITUに対し国際標準提案を行う。

重要インフラのサイバーテロ対策(官民の連絡・連携体制の構築)

2001年中に、官民共同で、情報通信ネットワークの脆弱性を克服するため、既存の連絡体制を活用しつつ、重要インフラ(情報通信、政府及び地方公共団体)における連絡・連携体制の構築を行う。

情報セキュリティに係る研究開発

平成17年度(2005年度)までに世界最先端のIT国家にふさわしい技術水準を確保するため、情報通信ネットワークのセキュリティ保護に必要となる技術をネットワーク系セキュリティ技術、アクセス系セキュリティ技術、流通情報系セキュリティ技術、セキュリティ共通技術の4つに分類して研究開発を推進し、実用化を目指す。

(i) ネットワーク系セキュリティ技術

サイバー攻撃に対して強い耐性をネットワークに持たせるとともに、攻撃を受けた場合に被害状況を自動的に把握して緊急対応を行う技術など、ネットワークを制御、運用、管理する上で必要となるセキュリティ技術

(ii) アクセス系セキュリティ技術

サービス不能化攻撃、コンピュータ・ウイルス攻撃等の外部からの侵入に対して、ネットワーク側に被害が及ぶ前に、ユーザー側において検知・防御を行う技術

(iii) 流通情報系セキュリティ技術

電子政府、電子商取引に必要となる、ネットワークを流通するコンテンツ自身の真正性を保証する技術や、無断コピー・改ざん等の違法使用の防止技術

(iv) セキュリティ共通技術

暗号技術等のセキュリティの要素技術や、疑似攻撃等によるセキュリティの評価技術の高度化を図る技術

情報セキュリティに関する資格制度の整備

ハッカーやコンピュータ・ウイルスによる被害が日常的に発生する状況において、総合的なネットワーク管理能力が求められる電気通信主任技術者にも、不正アクセス対策等の情報セキュリティに関する専門的な知識・技能が要求されていることから、電気通信主任技術者試験の試験科目に情報セキュリティに関する試験科目を追加する関連規定の改正を行い、平成13年7月から施行する予定である。

情報セキュリティに係る国際連携の強化

平成13年度に、我が国が主催予定である第2回G8ハイテク犯罪対策官民合同ハイレベル会合等を開催し、国際的なレベルで官民の協議を行うとともに、ハイテク犯罪に関する迅速な操作協力のためのルール作りについて協議する。

6 横断的な課題

デジタル・ディバイドの是正

「e-Japan重点計画」では、前述の5分野の施策を推進して高度情報通信ネットワーク社会を実現するに当たって、重点的な対応が必要となる横断的な課題が存在することから、「研究開発の推進」、「デジタル・ディバイドの是正」、「社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応」、「国際的な協調・貢献の推進」の4つの課題に分けて、これらについても積極的な対応を行うこととしている。

総務省関係の主な施策は以下のとおりである。

研究開発の推進

情報通信分野では技術が発展の原動力であり、技術革新こそが今後の高度情報通信ネットワーク社会の発展の基盤となる（注）。したがってIT戦略本部と総合科学技術会議との連携を図りつつ、産学官の協力関係を強化しながらネットワーク高度化技術や高度コンピューティング技術等の基盤技術に関する研究開発を推進し、特に、民間のみでは推進困難な技術に関しては国が率先する形で研究開発を一層推進することが必要である。

総務省としては、伝送速度の高度化、インターネット基盤技術の高度化、移動通信技術の高度化という観点から研究開発を推進していく。

デジタル・ディバイドの是正

高度情報通信ネットワーク社会においては、全ての国民がインターネット等を容易にかつ主体的に利用し、個々の能力を創造的かつ最大限に発揮できる環境が整備されることが重要であり、このためには、地理的な制約、年齢・身体的な条件等に起因する情報通信技術の利用機会及び活用能力の格差の是正を積極的に図っていくことが必要であるとしている。

総務省としては、

(i) 地理的情報格差の是正については、過疎地等の条件不利地域におけるインターネットの利用を促進するため、市町村の学校等の公共施設へのインターネット導入、地方公共団体等の公的主体の行う高速公共ネットワーク整備、ケーブルインターネット整備、民間事業者の光ファイバ網、DSL等の整備に対する都市地域等よりも手厚い金融措置等の支援を行うこととしている。

(ii) 年齢・身体的な条件の克服については、

ア) 視聴覚障害者が健常者と同様に放送サービスを享受できるよう、視聴覚障害者向け放送ソフトの制作技術の研究開発

を実施するほか、字幕番組、解説番組及び手話番組の制作費に対する助成を行うこと

イ) 高齢者・障害者の様々な障害に対応できる通信・放送システムを実現するための情報バリアフリー型通信・放送システムの研究開発、及び高齢者や障害者が一般のホームページ等に簡単にアクセスできるように、その支援に必要な点検・変換の機能を持つシステムの実証実験を行うとともに、運用面・制度面の課題について調査研究を実施すること等を推進する。

社会経済構造の変化にともなう新たな課題への対応

IT革命の進展にともない、有害情報の氾濫を通じた青少年の健全な成長への影響等の問題の発生が懸念されることから、これらの新たな問題についても的確かつ積極的に対応していくことが必要であるとしている。

総務省としては、プロバイダ等による発信者への警告や掲載情報の削除等の迅速な対応を支援するための違法・有害情報を発見する技術や電子掲示板への書き込み等に関して、通信過程で発信者に関する情報を改ざんされないようにする技術の開発（第1章第8節2参照）等を推進する。

国際的な協調・貢献の推進

高度情報通信ネットワーク社会を実現するためには、様々なルールや規格などの国際的な調和に向けた取組、また国際デジタル・ディバイドの解消のために、地球規模での国際的な協調・貢献を積極的に行っていくことが必要であるとしている。

総務省としては、

(i) インターネット及び電子商取引等の普及の促進に向け、国際的な規格や準則等の整備や研究開発

(ii) 「アジア太平洋地域の全ての人が、インターネットにアクセスできるよう、国内的な努力、国際的な協力で全力を挙げる。」とのAPT東京宣言の目標達成に向けた衛星通信システム、無線通信等を利用した普及型通信モデルシステムの開発であるアジア広域圏衛星通信システムの調査・開発等を推進する。

（注）平成13年3月に閣議決定された科学技術基本計画においても、科学技術分野の中で特に重点を置く4分野の一つとして情報通信分野が挙げられている。さらに、総合科学技術会議において、情報通信分野を含めた研究開発の重点領域等を示す推進戦略の作成を予定している。